

オミクロン株影響対策緊急応援金

オミクロン株等による感染急拡大、第六波による 県内外における行動抑制等に伴い、県内事業者の経営環境が急速に悪化していることから、事業継続を下支えするため、**第8弾となる新たな応援金**を支給します。

※【県】コロナ禍再生応援金の他、【国】事業復活支援金、市町村の給付金等とも併給可能です。組み合わせてご活用下さい。

【申請期間】 令和4年3月1日(火)～5月31日(火)

売上規模に応じ一事業者あたり上限

20～40 万円

売上規模(基準期間の月平均)	上限額
50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

支給額

支給額 = 基準期間(過去3年の内、いずれかの年の1月～2月)の売上高(※)
－ 対象期間(令和4年1月～2月)の売上高(※) ※2か月分の合算で比較

さらに、認証店を複数有する場合、**2店舗目以降、**

10万円 × 認証店舗数 を加算



対象者

新型コロナ感染急拡大に伴う経営上の影響を受けた

県内中小企業等(個人事業主を含む)

※ 業種、地域、売上
規模を問いません。

- ・ 認証店加算(2店舗目以降)は、認証申請中の場合も対象となります。(認証後、加算分を追加支給)
- ・ 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく営業時間短縮要請を行った場合、その対象店舗は支給対象となりません。

要件

- ◆ コロナ禍の影響により、**令和4年1月～2月**の2か月分の売上額(合算)が、**過去3年間**(平成31年～令和3年)のうち **いずれかの年の同時期(1月～2月)と比較して、30%以上減少**
- ◆ 雇用維持の意思(従業員がいない場合も対象)
- ◆ 感染対策徹底 及び コロナ禍回復後の事業継続(本格事業再開)を目指していること

※ 平成31年以降開業の場合、売上比較の特例が認められます。(裏面Q3参照) ※複数店舗の場合も1事業所(1事業者)とし1回限り申請可

郵送、電子申請 又は ファクシミリ により、申請してください。

郵送

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁商工政策課 **オミクロン株影響対策緊急応援金担当 宛**

FAX

0857-26-7970

電子申請

とっとり電子申請サービス

「オミクロン株影響対策緊急応援金支給申請書」

↓詳しくはこちら(応援金専用ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/302627.htm>

オミクロン株影響対策緊急応援金



お問合せ

＜応援金に関する＞

鳥取県オミクロン株影響対策緊急応援金コールセンター

(県庁商工政策課内) ☎0857-26-8634 開設時間 平日8:30～17:15

メール shoukou-taisaku@pref.tottori.lg.jp

＜認証店に関する＞

鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

☎ 0857-26-7284 開設時間 平日8:30～17:15

< 申請に必要な書類 >

- ① 支給申請書（様式第1号）
- ② 宣誓・同意書（様式第2号）
- ③ 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）※個人事業主のみ添付

④ 基準期間（過去3年間のうち売上比較した1月、2月）の売上が確認できる書類等の写し

⇒ 基準期間が含まれる年（前年(R3)、前々年(R2)、前々々年(H31)のいずれか）の確定申告書類

法人の場合	個人事業主の場合
● 法人税の確定申告書 別表一 ● 法人事業概況説明書 (月別売上額記載ページを含む)	● 所得税申告書 第一表 ● 青色申告決算書(月別売上額記載ページ含む) ※白色申告の場合、月別売上が確認できる書類(任意様式)等の写し

※ 確定申告を電子申告した場合、電子申告受付済(申告受付日時表示)のものを添付。

(申告書に当該表示がない場合、電子申告完了報告(受信通知)または納税証明書(その2)を添付。)

※ 確定申告を紙で申告した場合のみ、申告書に税務署の収受印が必要。(収受印がない場合、納税証明書(その2)を添付。)

⑤ 対象期間（令和4年1月、2月）の売上金額が確認できる書類等の写し（売上台帳など）

⑥ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳表面と見開き1ページ目）

※ 県コロナ禍打破特別応援金、コロナ禍緊急応援金、コロナ禍再生応援金を申請済で、③④⑥の内、同じ書類を提出済の場合、当該書類を省略可。

Q&A

Q1. 国、県、市町村の給付金と併給はできるか。

A. 併給可能です。【県】コロナ禍再生応援金(申請期間：～R4.5.27)、【国】事業復活支援金(申請期間：～R4.5.31)等と組み合わせてご活用下さい。

● 鳥取県では、国支援策とも連携しつつ、第6波対策として切れ目のない支援を行っていますので、組み合わせてご活用下さい。

国 事業復活支援金 法人最大250万 個人最大50万 R3.11～R4.3の内、1か月の売上が過去3年の同月比3割以上減	+	県 【継続】 コロナ禍再生応援金 法人 20万 個人 10万 (さらに認証店加算あり) 認証店取得済(中)事業者で、12か月売上が、前年(前々年)比2割以上減	+	県 【新規】 オミクロン株影響対策 緊急応援金 最大40万 (さらに認証店加算あり)
--	---	---	---	---

Q2. 売上の比較方法について。

※店舗ごとでなく**事業者の全体売上**で比較

A. 令和4年1月、2月の2か月間(対象期間)の売上と、過去3年(R3、R2、H31)の内、いずれかの年の1月～2月(基準期間)の売上を比較します。

平成30年	平成31/令和元年(前々々年)	令和2年(前々年)	令和3年(前年)	令和4年
	基準期間① 1月、2月売上(合計)	基準期間② 1月、2月売上(合計)	基準期間③ 1月、2月売上(合計)	対象期間 1月、2月売上(合計)

Q3. 開業からの期間が短く、対象期間（R4.1月～2月）と比較する基準期間の売上がない。

A. 開業から申請までの期間に応じて、以下のような**特例**が認められます。(詳細はコールセンターへお問い合わせ下さい。)

開業時期に応じた特例	H31.1	創業～	12月	R2.1	2月	～	12月	R3.1	2月	～	12月	R4.1	2月
特例1	H31(R1)中の開業	創業月～令和1年12月の平均売上額 × 2		基準期間②		創業		基準期間③		創業		対象期間	
	R2年中の開業					創業月～令和2年12月の平均売上額 × 2		基準期間③		創業		対象期間	
	R3年中の開業									創業月～令和3年12月の平均売上額 × 2		対象期間	
特例2	R4.1中の開業											R4.1売上額	R4.2売上額

【特例1】
創業月～当該年12月末までの平均売上月額×2を基準期間の売上として選択可

【特例2】
R4.1創業の場合は、R4.1売上とR4.2売上を比較可

Q4. 国・自治体の給付金は売上に含むか。

A. 給付金等は含まず、**事業による売上高**で減収比較して下さい。

Q5. 支給決定を通知する書面や郵送物はあるか。

A. **ありません**。指定口座への振込で支給完了としますのでご確認ください。

Q6. 新たに認証店を取得したいと考えているが、どんな手続きが必要か。

認証店制度についてはこちら
(県ぐらしの安心推進課HP)→

A. 認証申請書をご提出頂き、店舗等現地確認の上、認証を行います。県ぐらしの安心推進課(0857-26-7284)にご相談下さい。



※応援金の不正受給は犯罪です！

実態とは異なる書類を偽造して提出し、応援金を受けようとする行為は不正受給行為に当たります。故意による不正受給を図った場合は詐欺罪に問われることがありますので絶対にやめてください。